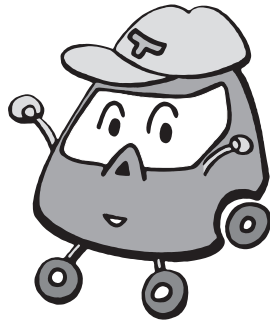


兵ト協ニュース

2010.7 No.288
.....



平池公園(加東市)



もくじ

○ 第48回通常総会を開催	1
○ 行政からのお知らせ	
(環 境)「グリーン配送推進事業者」の募集について (お願い)	2
地球温暖化防止に向けた	
「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取組みについて (お願い) ...	3
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ	
適性診断システム改良による診断業務一時休止および	
平成22年度出張適性診断開催実施日 (一部変更) について	4
○ 阪神高速道路㈱からのお知らせ	
落下物発見時の通報について (ご協力依頼)	5
○ 事務局からのお知らせ	
運行管理者試験事前講習会開催のご案内	6
平成22年度アルコール検知器導入助成金交付要綱	8
安全装置等導入促進助成金の申請について	11
(社)全日本トラック協会が実施する	
平成22年度「自家用軽油供給施設整備支援助成事業」の概要	12
○ 陸災防のページ	
平成22年度「建設業労働災害防止強化月間」の実施について	14
平成22年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱	17
フォークリフト運転技能講習会 (31時間講習) のお知らせ	24
はい作業主任者技能講習会のお知らせ	27
○ 会員だより	32
○ 協 会 日 誌	36

第48回通常総会を開催

平成 22 年 5 月 27 日（木）ホテル日航姫路において第 48 回通常総会（決算）を開催し、下記の 4 議案につき原案どおり承認されました。

第 1 号議案 平成21年度事業報告の承認について

第 2 号議案 平成21年度一般会計収支決算報告及び研修会館特別会計収支決算報告の承認について

第 3 号議案 平成21年度交付金に係る事業報告及び収支決算報告並びに交付金事業運営関連の特別会計収支決算報告の承認について

第 4 号議案 平成21年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関収支決算報告の承認について





行政からのお知らせ



環 境

「グリーン配送推進事業者」の募集について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の環境保全行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、神戸市では今年度より環境保全協定締結事業者をはじめ、運送事業者、荷主事業者や配送を受ける側の事業者に広く協力を求め、「こうべグリーン配送推進運動（以下「推進運動」）」を全市的に実施することで、運輸部門のCO₂削減を図っていくこととしております。

つきましては、下記により「推進運動」の趣旨に賛同する「グリーン配送推進事業者」を募集いたします。何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象事業者

神戸市内に事業所を有する事業者および神戸市内の事業所へ車両により物品の輸配送を行う事業者

2. 応募開始日

平成 22 年 5 月 7 日（金）

3. 応募方法

別紙「こうべグリーン配送推進運動実践宣言証（以下「宣言証」）」に必要事項をご記入いただき、電子メールまたはFAXにて事務局に提出してください。事務局で宣言証の内容を確認し、登録証の発行とマグネットの提供を行います。なお、「宣言証」は以下のウェブページよりダウンロードできます。

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/heat/green-delivery.html>

<問合せ先>

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 - 5
神戸市 環境局 環境創造部 地球環境課
担当：中西、中本

TEL：078-322-5301 FAX：078-322-6068

E-mail：eco_office@office.city.kobe.lg.jp

地球温暖化防止に向けた「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取組みについて（お願い）

日頃より地球温暖化防止の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、「神戸市役所地球温暖化防止第2次実行計画（第2次CO₂ダイエット作戦）」の一環として、夏季における適正冷房の徹底のため、半袖、ノーネクタイを励行します。

この取組みはCO₂削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民によびかける国民運動「チャレンジ25キャンペーン」で取り組む“COOL BIZ（クールビズ）”や、関西広域機構の“夏季の適正冷房と軽装勤務”の実施期間と協調して実施いたします。

つきましては、下記により貴事業所におきましても、「夏季の適正冷房と軽装勤務」の周知と、貴事業所内における周知をお願いいたします。

記

1 実施期間

平成22年6月1日（火）～9月30日（木）

2 協力依頼内容

儀礼や業務の性質上、適当でない場合を除き、以下の取組みを推進願います。

- (1) 実施期間中は、冷房温度28度を目安に、過度な冷房とならないよう温度管理を徹底する。
- (2) 執務室、会議室等での服装については、適正冷房に対処できるよう、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- (3) 貴事業所が主催する会議の出席者へ、案内状等で軽装を呼びかける（呼びかけの文例は下欄を参照してください）。

＜会議案内文での記載例＞

適正温度（28℃）での冷房の実施に伴い、夏季軽装に取り組んでいます。

つきましては、会議には、暑さをしのぎやすい軽装でご出席をお願いするとともに、この取組みにご理解・ご協力をお願いいたします。

- (4) 社内や来客等への周知を図るため、張り紙等を建物内の見やすいところに掲示する（様々な啓発ツールが「チャレンジ25」のホームページからダウンロードできます。URL：<http://www.challenge25.go.jp/index.html>へアクセスして、ご利用ください）。
- (5) 市役所、区役所等の市施設に来られる際は、軽装でお越しください。

担当：神戸市環境局環境創造部地球環境課 岡本、中本

TEL (078) 322-5301 FAX (078) 322-6068

E-mail：eco_office@office.city.kobe.lg.jp

自動車事故対策機構からのお知らせ

事 務 連 絡
平成22年6月19日

社団法人兵庫県トラック協会 会長 様

独立行政法人
自動車事故対策機構兵庫支所
支所長 葛城 滝男

適性診断システム改良による診断業務一時休止 および平成22年度出張適性診断開催実施日（一部変更）について

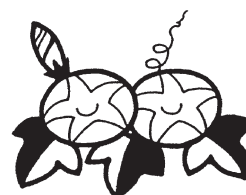
謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構事業の各般にわたりご指導ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度適性診断システム改良に伴い平成22年8月20日（金）より24日（火）までの診断業務を休止させていただきます。（事務所は通常通り開所）

また、諸般の事情により8月24日（火）から26日（木）に予定しておりました姫路地区（姫路自動車整備教育会館にて実施）の計画を一旦延期とさせていただき、後日実施日が決定次第ご連絡させていただきます。

貴傘下会員の皆様にはご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、何卒宜しくご理解の程お願い申し上げますとともに、広報誌への掲載などの周知を願いたくご配慮下さいますようお願い申し上げます。



阪神高速道路(株)からのお知らせ

この度、阪神高速道路(株)から兵庫県トラック協会に下記のとおり依頼がありました。
会員各位におかれましては、出発時の積み荷状況を認識し、荷崩れのない固縛の徹底をお願いします。

阪高営業第59号

平成22年5月31日

(社) 兵庫県トラック協会
会 長 福永 征秀 様

阪神高速道路(株)
執行役員 中林 正司

落下物発見時の通報について（ご協力依頼）

平素は、弊社の事業運営に関し格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社では、お客様に安全・安心・快適に道路を走行して頂くため、道路巡回、路面清掃及び各種 PR 活動により道路上の落下物又はそれに起因する事故の削減に努めております。

しかしながら、落下物に起因した交通事故は後を絶たず、安全な走行の妨げになるばかりか、重大な交通事故の原因となることも少なくありません。

つきましては、なお一層交通事故の抑制を図るべく、通行に危険と思われる落下物の早期発見・早期回収に向け、今後とも下記のとおり落下物の通報にご協力頂きますよう改めてお願い致します。

記

1. 通行に危険と思われる落下物発見時において弊社へ通報して頂きたい内容

- ① 場所（路線、方向、目印）
- ② 落下物内容（種類・大きさ）

※注意事項

- ・ 通報には安全に十分配慮をお願いします。
- ・ 運転者以外の方が通報して下さい。
- ・ 一人乗務の際はパーキングエリアや一般道等で停車の上通報して下さい。

2. 緊急連絡先

- ・ 大阪管理部 06 - 6576 - 3896
- ・ 神戸管理部 078 - 331 - 9928
- ・ 道路緊急ダイヤル # 9910（通話料無料）

以 上

事務局からのお知らせ

運行管理者試験事前講習会開催のご案内

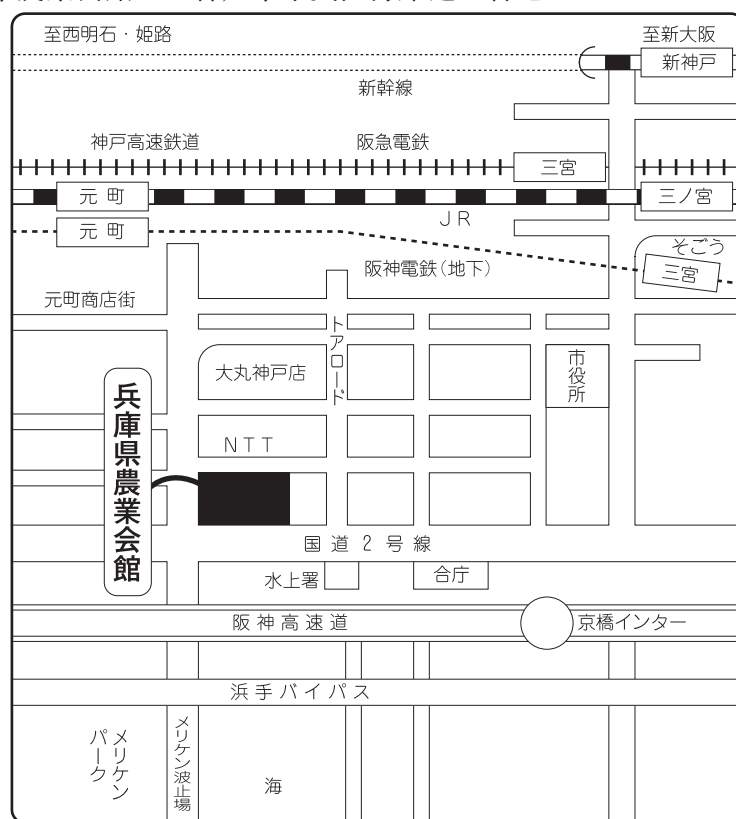
平成22年8月22日（日）に開催されます平成22年度第1回運行管理者試験を受験される方を対象に、運行管理者試験事前講習会を下記の通り開催致しますので、ご案内申し上げます。

参加を希望される方は、申込書（次ページ別紙）をコピーのうえ、8月6日（金）までにFAX（078-882-5565）にてお申し込み下さい。

なお、定員（180名）に達し次第、締め切らせていただきます。

記

1. 日 時 平成22年8月9日（月） 13時から17時
2. 場 所 兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地



- ◆ JR・阪神「元町」駅
東口下車南徒歩約5分
- ◆ 阪急「三宮」駅西口
下車西南徒歩約15分
- ◆ 新幹線「新神戸」駅
からタクシー約15分

※尚、駐車場はございませんので公共交通機関をご利用下さい。

(注) 運行管理者試験問題集を教材として使用いたします。

なお、教材となる右の問題集は当日会場にて、協会一括購入価格2,050円で販売いたします。

(既に問題集を購入されている方は、当日ご持参下さるようお願いいたします。)

【使用する問題集】

運行管理者試験（貨物）
受験対策問題集

解答・関係法令付き

第24版 [平成22年5月改訂]

日通総合研究所

カーゴニュース



問い合わせ (社) 兵庫県トラック協会 適正化事業部
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

(別 紙)

運 行 管 理 者 試 験 事 前 講 習 会 申 込 書

(社)兵庫県トラック協会
適 正 化 事 業 部 宛
(FAX 078-882-5565)

ふりがな

受験者名

会 社 名

電話番号

平成22年度アルコール検知器導入助成金交付要綱

社団法人兵庫県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、(社)兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が点呼時に運転者の残存アルコール等飲酒状況をチェックすることができる検知器（以下「アルコール検知器」という。）を購入し、飲酒運転及び酒気帯び運転の未然防止を図る会員事業者に対し、その支援をするため、購入費に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に關して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、原則として兵庫県内に位置する認可を受けた営業所において、アルコール検知器を新たに購入し、点呼時に使用する会員事業者とする。

(助成対象機器)

第3条 アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、購入価格の2分の1とし、会員事業者当たりの助成額の上限は2万円とする。

(助成金の申請)

第5条 機器の購入を完了した会員事業者がアルコール検知器導入の助成金を受けようとするときは、様式1「アルコール検知器導入助成金交付申請書」に次の書類を添えて、兵ト協に提出しなければならない。ただし、書類の最終提出期限は、平成23年2月末までとする。

- (1) 請求書の写し
- (2) 領収書の写し

(助成金の支払い)

第6条 兵ト協は、前条による申請を受け、その内容が適当と認めるときは、助成金の支払いを決定する。

- 2 事業者は、助成金支払日に兵ト協会員資格を喪失している場合には、助成金を支払わない。

(助成金の交付)

第7条 本事業による助成は、年度内に交付するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 兵ト協は、会員事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載をし、若しくは助成金交付に伴う条件に違反したとき。
- (2) 本要綱等の規定に違反し、若しくはこれに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が兵ト協会員資格を喪失したとき。

2 兵ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(助成対象機器処分の制限)

第9条 会員事業者は、交付対象となった機器について1年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄、他用途への転用等いかなる処分もしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関する必要な事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

- 1 本要綱は、平成22年4月1日に遡及する。
- 2 第1条及び第2条でいう点呼とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定められているものをいう。

【アルコール検知器参考例】

メーカー及び代理店	問い合わせ先	備考(価格例等)
中央自動車工業(株)	06 - 6443 - 5846	ハンディータイプ各種
東海電子(株)大阪営業所	06 - 6330 - 8788	記録型各種
ミドリ安全(株)	078 - 671 - 5051	89,000(プリンター付)
二葉計器(株)	06 - 6538 - 3401	9,000 ~ 108,000
(株)アイワ	06 - 6981 - 1661	9,500 ~ 81,000
(株)佐藤商事	045 - 544 - 4279	9,300 ~ 58,000

※上記はあくまで参考例で、推奨するものではありません。

様式 1

平成 年 月 日

社団法人 兵庫県トラック協会
会長 福 永 征 秀 殿

住 所

事業者名

代 表 者 印

電 話

FAX 番号

アルコール検知器導入助成金交付申請書

平成 22 年度アルコール検知器導入助成金交付要綱第 5 条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り申請します。

記

助成金申請額 _____ 円 （上限 1 社 20,000 円）

1 導入装置

メーカー名	品 番	単 価	個 数

2 助成金振込先 正確に記入してください。

銀 行 名		支 店 名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口 座 名 義	(フリガナ)		

【添付書類】①請求書（写）及び領収証（写）

安全装置等導入促進助成金の申請について

ふらつき注意換気装置、車線逸脱警報装置、車両横滑り時制動力駆動力制御装置（ASV 関連）装着の申請についてはディーラーの当該装置装着証明書（兵ト協 HP からダウンロードできます。）を添付して下さい。

平成 年 月 日

殿

会社名： 印
住 所：
担当者：

安全装置等装着証明書

下記車両に、安全装置（ASV関連）が装着されていることを証明いたします。

記

装着（登録）年月日	
使用者名義	
型 式	
車 台 番 号	
登 録 番 号	
装置種類（どちらかに○）	ふらつき、車線逸脱 ・ 横滑り、駆動力
装 置 メ ー カ ー	
型 式 ・ 名 称	

(社) 全日本トラック協会が実施する 平成22年度「自家用軽油供給施設整備支援助成事業」の概要

(社) 兵庫県トラック協会
経理部

1. 事業の主旨

燃料価格の高騰に対応するため、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むトラック運送事業者、またはトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会が、軽油供給施設を新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合に、その費用の一部を支援するもの。

2. 主な助成要件

市町村より危険物取扱所の完成検査済証（平成 22 年 4 月 1 日以降）の交付を受けたもの。

3. 助成対象者

- ・ 会員事業者
- ・ 協同組合・連合会

※会員事業者（但しグループ会社、系列会社等を含む）、協同組合・連合会による交付申請は1施設・1基1回限りとする。

※平成 20 年度、平成 21 年度に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者（グループ会社、系列会社等を含む）、協同組合・連合会については、助成対象外とする。

4. 助成金額

軽油供給施設の新設（設置 1 箇所分のみ）

会員事業者、協同組合・連合会 200 万円

軽油専用タンク増設（1 基分のみ）

会員事業者、協同組合・連合会 50 万円

5. 助成金予算

5,000 万円（予算達成次第終了）

6. 申請受付期間

平成 22 年 7 月 15 日（木）～平成 22 年 9 月 30 日（木）

期間内に予算総額に達した場合は申請受付を終了し、全ト協は速やかにその旨を県ト協、日貨協連に通知するものとする。

但し、助成金の交付が予算総額に達しない場合は申請期間を延長し、全ト協は速やかにその旨を県ト協、日貨協連に通知するものとする。

7. 申請手続き

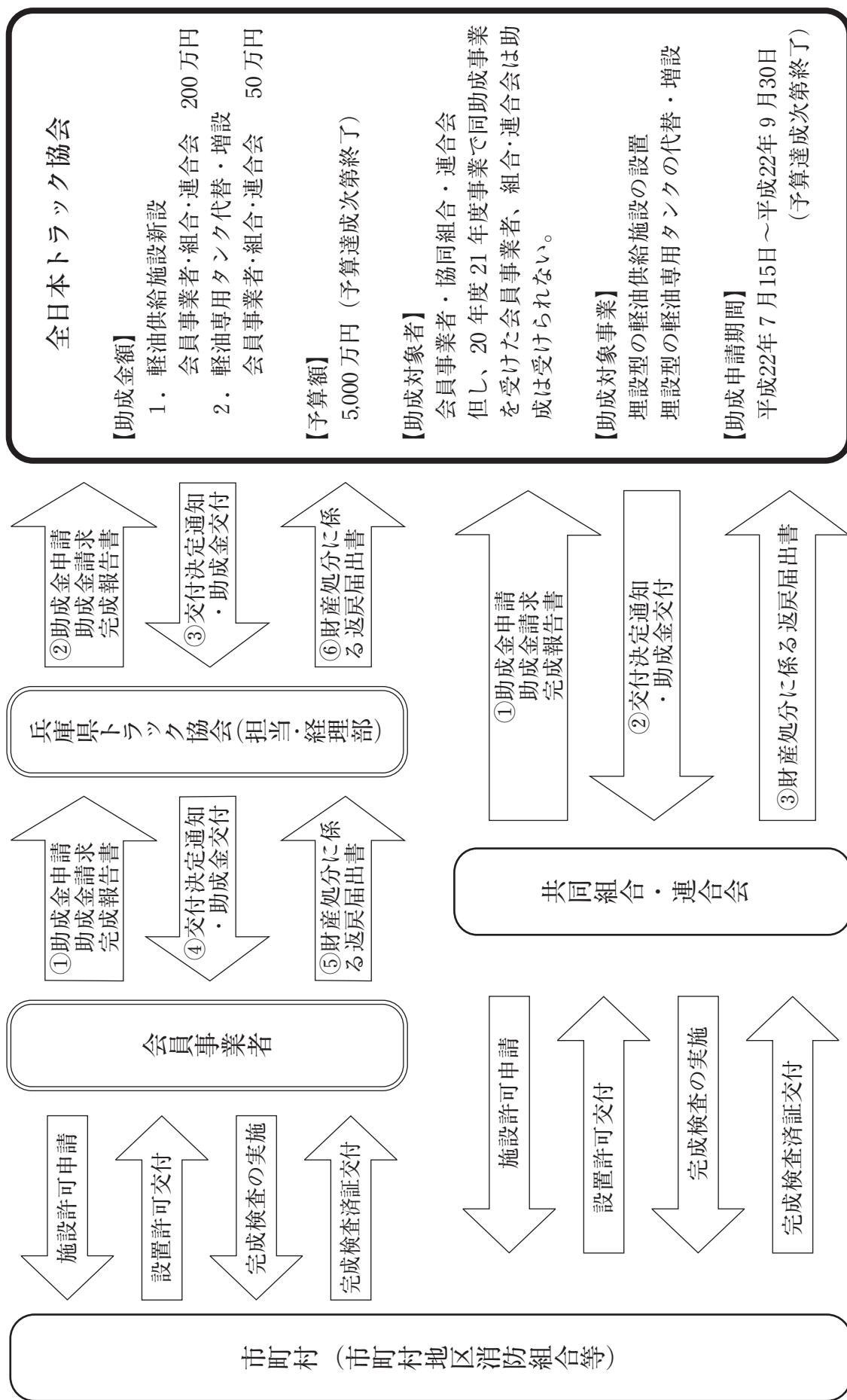
助成金申請書、完成検査済証並びに施設整備に係る関係資料の写しを提出

8. 申請先

トラック協会会員事業者は、**兵庫県トラック協会**

トラック運送事業協同組合並びにトラック運送事業協同組合連合会は、**全日本トラック協会**

平成 22 年度自家用軽油供給施設整備事業助成金交付申請スキーム



平成22年度「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

兵庫労働局

兵庫県内の建設業における昨年の労働災害発生件数は、休業災害件数は過去最少を記録しましたが、死亡労働災害は83%増え22件という結果になりました。全産業における死亡労働災害が減少するなか、この数字は突出したものであり今年に入ってからこの状況は変わっていません。このため各災害防止団体に対してはあらゆる機会を通じて、効果的な安全衛生活動の実施をお願いしているところです。

また、建設業における労働災害が多発している7月を当局では毎年「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところです。今年度もその実施要綱を以下のとおり定めました。

平成22年度 建設業労働災害防止強化月間実施要綱

主 唱 兵 庫 労 働 局
各 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
協 賛 社 団 法 人 兵 庫 労 働 基 準 連 合 会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部
社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部
社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

1 趣旨

平成21年中の兵庫県内の建設業における休業4日以上労働災害は、590件と前年対比で約17%の減少になったが、死亡災害は22件と83%の大幅な増加となった。全産業の死亡災害件数が減少する中で、この数字は突出しており、県内の死亡災害の約半数を占めるに至っている。本年に入ってから、全死亡災害に占める建設業の比率は依然として高く、4月末日現在14件中6件となっている。

また近年の建設業を取り巻く厳しい経営環境の下、安全衛生経費の削減等安全衛生水準の低下が懸念される状況にある。このような中、労働安全衛生規則の改正があり、昨年6月より足場等に係る墜落防止措置の拡充が図られた。

このため本年度も7月を「平成22年度建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、建設事業者の安全衛生管理体制の確立、改正規則に合致した発注・施工、リスクアセスメント等の確実な実施による労働災害防止活動の推進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成22年7月1日から平成22年7月31日まで

3 目標

リスクアセスメント等の確実な実施

墜落・転落災害の防止

足場等に係る法改正の確実な定着

車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止、

木造家屋等低層住宅建築工事における災害の防止

解体工事業における災害の防止

手すり先行工法に関するガイドラインの普及定着

石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

熱中症の予防

新たな振動障害予防対策の推進

4 実施事項

(1) 主唱者

イ) 建設業の災害防止に係る発注機関との連絡会議の開催

ロ) 関係災防団体・事業者・局署による合同パトロールの実施（7月21日）

ハ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督指導

ニ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請

ホ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施

ヘ) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知

ト) 会報等による広報活動

【参考資料】

(1) こうべグリーン配送推進運動について

神戸市域全体の2007年度の温室効果ガス排出量は、CO₂%に換算すると11,425千トンで、前年度と比べて1.6%増加しています。温室効果ガス排出量のうち21%が運輸部門によるもので、とりわけ自動車からの排出が運輸部門の75%を占めています。配送用車両は一般に1台あたりの走行距離が長いことからCO₂の排出量が多く、「グリーン配送」等の取り組みを広めていくことが必要です。そこで神戸市では、「こうべグリーン配送推進運動」を全市的に実施し、CO₂の削減を図っていくこととしています。

なお、グリーン配送推進運動の概要は以下のとおりです。

- ① 自ら行う事業活動における「グリーン配送適合車」の利用促進
- ② 取引先への「グリーン配送適合車」の利用に係る協力要請

- ③ エコドライブの推進
 - ④ モーダルシフトの推進
 - ⑤ その他環境負荷の低減に係る取り組みの推進（配送ルート効率化、共同輸送の実施、従業員のマイカー通勤から公共交通機関への利用転換の促進など）
- (2) グリーン配送推進事業者に対する神戸市の支援
- 神戸市は推進運動の趣旨に賛同し、登録していただいた「グリーン配送推進事業者」に対して、次の取り組みを行います。
- ① 神戸市ウェブページへの事業者名、活動内容の掲載
 - ② 登録証の発行と車両貼付用マグネットの提供
 - ③ エコドライブセミナー開催の支援
 - ④ 次世代自動車の導入に関する情報提供
- (3) グリーン配送適合車
- グリーン配送とは物品の輸配送に環境負荷の少ない自動車（グリーン配送適合車）を使用することをいい、本市では、平成15年度より、市役所本庁舎、区役所に納入する事業者に対してグリーン配送をお願いしています。
- なお、グリーン配送適合車とは、神戸市グリーン配送ガイドラインに準拠して次の車種とします。
- ① ガソリン自動車
 - ② 天然ガス自動車
 - ③ LPG自動車
 - ④ ハイブリッド自動車（プラグインタイプを含む）
 - ⑤ 電気自動車
 - ⑥ LEV-7指定ディーゼル自動車
- (4) エコドライブ
- エコドライブとは、二酸化炭素（CO₂）の排出量を削減するため、エコドライブ普及推進協議会が推奨する「エコドライブ10のすすめ」など、環境に配慮した自動車の運転を行うことをいいます。
- ① ふんわりアクセル「eスタート」
 - ② 加減速の少ない運転
 - ③ 早めのアクセルオフ
 - ④ エアコンの使用を控えめに
 - ⑤ アイドリングストップ
 - ⑥ 暖気運転は適切に
 - ⑦ 道路交通情報の活用
 - ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
 - ⑨ 不要な荷物は積まずに走行
 - ⑩ 駐車場所に注意

平成22年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸上貨物運送事業での労働災害（死亡災害と4日以上休業災害）による死傷者数は、長期的には減少傾向にあるなかで平成20年は前年比9.4%の増加となったところであるが、その後平成21年は速報値から推計すると1万3千人前後と、再び減少に転ずる状況にある（平成22年1月末日現在速報値で対前年同月比14%減少）。

特に、死亡災害については、平成18年に初めて年間200人を下回った（198人）後、平成20年には150人を下回り（148人）、さらに平成21年は122人と過去最少となった。

また、労働災害の近年の傾向をみると、死傷者の約7割が荷役関係作業による災害の被災者であり、死亡者の約6割が交通労働災害の被災者である。

そして、労働者の健康面についてみると、陸上貨物運送事業においては、定期健康診断での有所見率が増加傾向にあり、かつ、全産業平均と比べて高めの傾向にあるとともに、脳・心臓疾患による労災補償の認定件数が全産業の中で最も多くなっている。

当協会では、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」及び各年度の事業計画に基づき、労働者の安全と健康の確保を図るための活動を積極的に展開してきているが、上記の労働災害防止計画の計画期間の中間年度である本年度（平成22年度）において、労働災害の動向を踏まえて、死亡災害の減少傾向をより確実なものとするよう、この計画の目標の一部改正を行ったところである。

このため、平成22年度においては、5年間で労働災害による死亡者数を半減させ（平成24年には、年間100人以下とする。）、また、死傷者数を15%以上減少させる（平成24年には、年間1万1千人台前半以下とする。）、過重労働による健康障害を防止するなどの労働災害防止計画の目標を踏まえて、なお一層積極的な安全衛生活動を展開していくこととしている。

荷役関係労働災害の防止、交通労働災害の防止、健康確保対策の推進等の取組みにあっては、労働安全衛生法等の法令を遵守することはもとより、経営者と従業員が一致協力して企業・事業場における自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが必要不可欠である。その際、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組みである、危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図っていくことや、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」等の新しい手法、「荷役作業時における転落・墜落防止のためのマニュアル」等の分かりやすい安全マニュアル等の普及を図っていくことも必要である。

以上を踏まえ、

「ハットした経験生かし危険予知 プロなら当然 安全運転」

をスローガンに、全国安全週間（7月1日から7日まで）の実施と相まって、7月1日から31日までを平成22年度の夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止に向けた経営トップの固い決意の下、各職場において、労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組みを行うこととする。

2 実施期間

平成22年7月1日から7月31日まで

3 スローガン

(1)陸上貨物運送事業労働災害防止協会スローガン

ハットした経験生かし危険予知 プロなら当然 安全運転

（第45回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 安全衛生標語入賞作品 交通部門）

(2)全国安全週間スローガン

みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心

4 主 唱 者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後 援

厚生労働省

6 実 施 者

会員事業場

7 主唱者の実施事項

(1) 本部の実施事項

- イ 支部が行う交通事故・労働災害防止大会の開催、陸運災防指導員等による個別指導・集団指導、安全パトロール等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等について、支援・協力を行う。
- ロ リスク低減の取組みを推進するため、危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメントの手法、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（リクス）等の周知・普及に努める。
- ハ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」や「荷役作業時における墜落・転落災害防止のためのマニュアル」の周知・普及に努める。
- ニ 都道府県労働局、社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ホ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ヘ 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。
- ト 死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部等に対しては、本部・支部一体となった効果的な取組みが行えるように、必要な支援・指導を行う。

(2) 支部の実施事項

都道府県労働局・労働基準監督署、社団法人都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等の支援・協力を得て、次の取組みを行う。

- イ 交通事故・労働災害防止大会の開催、陸運災防指導員等による個別指導・集団指導、安全パトロールの実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等を行う。
 - (イ) 支部役職員、陸運災防指導員、交通・荷役労働災害防止指導員等による個別指導・集団指導、安全パトロールを実施するに当たっては、「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）を活用する。
 - (ロ) 荷主や配送先の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、「安全作業連絡書」の周知・普及に努めるとともに、関係行政機関の協力も得ながら、荷主や配送先に対し協力要請を行う。
 - (ハ) 陸運災防指導員会議等において、死亡災害要因分析シート、交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート等を活用した効果的な取組みを進める。
- (ニ) 先取り型の安全衛生対策として、「やってみましょう危険予知トレーニング」（パンフレット）等を活用したKY活動の普及・促進、「リスクアセスメントイラストシート」（図書）等を活用したリスクアセスメントの手法の周知・普及、「こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム」（図書）等を活用した労働安全衛生マネジメントシステムの周知・普及を図る。

- (ホ) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。
- (ヘ) 「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」や「荷役作業時における墜落・転落災害防止のためのマニュアル」の周知に努める。
- ロ 広報誌、ホームページ等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

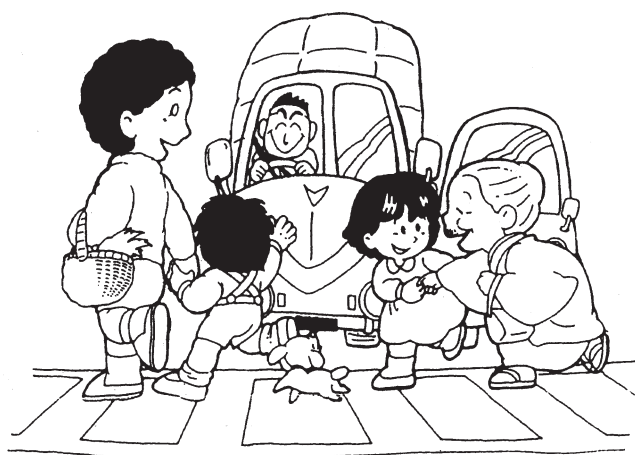
8 会員事業場の実施事項

- イ 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」により職場の安全衛生点検を行う。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

参考リーフレット等

- 改正「陸上貨物運送事業労働災害防止計画（平成20年～24年度）」
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 安全作業連絡書の活用を！
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
- 交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～

「ハットした経験生かし危険予知 プロなら当然 安全運転」というスローガンによる安全ポスター（No. 58）を新たに作成し、1部200円（送料別）で頒布する予定です。詳しくは、当協会のホームページを御覧ください。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人未満）

平成20年 9 月改正

事業場名		従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目			
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない	
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない	
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない	
4. 安全衛生管理体制 (1) 安全衛生推進者の選任（労働者10人以上50人未満の事業場） (2) 安全衛生管理規程の作成	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない	
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない	
6. 安全衛生について労使で話し合う場の設置状況 (1) 設置しているか (2) 開催状況（月1回以上）	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない	
7. 安全衛生教育の実施状況 (1) 雇入れ時の教育 (2) 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等） (3) 作業内容変更時の教育 (4) 事故発生者に対する教育 (5) 運転適性診断 (6) 腰痛予防のための管理者教育 (7) 腰痛予防のための作業従事者教育	☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない	
8. 健康管理 (1) 雇入れ時の健康診断 (2) 定期健康診断（年1回） (3) 深夜業従事者に対する健康診断（年2回） (4) 健康の保持増進対策（健康づくり） (5) 快適職場の形成対策（休憩室の設置等） (6) 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間） (7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ 月45時間以内 ☐ 月45時間以内 ☐ している	☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ 月45時間超 ☐ 月45～80時間 ☐ 月80～100時間 ☐ 月100時間以上 ☐ していない	

9. 荷役運搬作業の安全対策

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 作業計画の作成 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン | | | |
| エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 | | | |
| (6) 定期自主検査（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 | | | |
| (7) 危険作業従事資格者の配置（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 | | | |
| エ 玉掛け作業 オ その他 | | | |
| (8) 保護帽・安全靴の使用 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

10. 交通労働災害防止対策

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 交通労働災害防止のための管理体制 | | | |
| ア 運行管理者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (2) 適正な労働時間 | | | |
| ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出（イ～カの改善基準告示等の遵守） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 1か月の拘束時間（293時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ウ 1日の拘束時間（13時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| エ 休息期間（8時間以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| オ 1日の運転時間（9時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| カ 連続運転時間（4時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (3) 走行管理 | | | |
| ア 走行計画の作成及び指示 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 走行経路の決定 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| エ 点呼の実施 | | | |
| ①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等による把握 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| カ 車両等の点検・整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| キ 異常気象時の措置 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ク 荷の適正な積載 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい） | | | |
| ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 | | | |
| ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他 | | | |

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人以上）

平成20年 9 月改正

事業場名		従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む。）	☐ している	☐ していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む。） ※計画実施についての評価	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない
4. 安全衛生管理体制 (1) 総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上） (2) 安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者） (3) 衛生管理者の選任（規模50人以上） (4) 産業医の選任（規模50人以上） (5) 安全衛生管理規程の作成	☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない
6. 安全衛生委員会 (1) 設置しているか (2) 開催状況（月1回以上）	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない
7. 安全衛生教育の実施状況 (1) 雇入れ時の教育 (2) 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等） (3) 作業内容変更時の教育 (4) 事故発生者に対する教育 (5) 運転適性診断 (6) 腰痛予防のための管理者教育	☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない
8. 健康管理 (1) 雇入れ時の健康診断 (2) 定期健康診断（年1回） (3) 深夜業従事者に対する健康診断（年2回） (4) 健康の保持増進対策（健康づくり） (5) 快適職場の形成対策（休憩室の設置等） (6) 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） （労働させた場合におけるその超えた時間）	☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ している ☐ 月45時間以内	☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ していない ☐ 月45時間超 ☐ 月45～80時間 ☐ 月80～100時間 ☐ 月100時間以上

(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	☐ している	☐ していない	
9. 荷役運搬作業の安全対策			
(1) 作業計画の作成	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン			
エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他			
(6) 定期自主検査（同上）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他			
(7) 危険作業従事資格者の配置（同上）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業			
エ 玉掛け作業 オ その他			
(8) 保護帽・安全靴の使用	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
10. 交通労働災害防止対策			
(1) 交通労働災害防止のための管理体制			
ア 運行管理者の選任	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(2) 適正な労働時間			
ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出 （イ～カの改善基準告示等の遵守）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
イ 1か月の拘束時間（293時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ウ 1日の拘束時間（13時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
エ 休息期間（8時間以上）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
オ 1日の運転時間（9時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
カ 連続運転時間（4時間以内）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(3) 走行管理			
ア 走行計画の作成及び指示	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
イ 走行経路の決定	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
エ 点呼の実施			
①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が 13時間を超える場合の睡眠状況の確認	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等 による把握	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
カ 車両等の点検・整備	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
キ 異常気象時の措置	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
ク 荷の適正な積載	☐ している	☐ していない	☐ 該当なし
(4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい）			
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集			
ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他			

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成22年 9 月 2 日(木) 9 時～ 8 時45分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実 技	講 習 日	平成22年 9 月 5 日(日) 8 時～ 7 時45分受付 9 月11日(土) 8 時～ 9 月12日(日) 8 時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島 8 - 11 - 3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（(A 4 サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真 2 枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切して下さい。

2 枚のうち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成22年8月9日(月)～平成22年8月25日(水) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

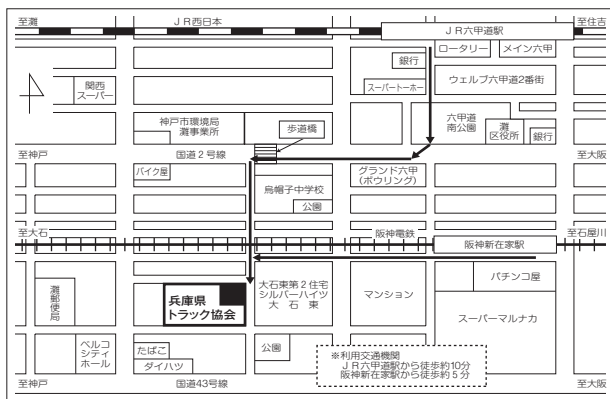
実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

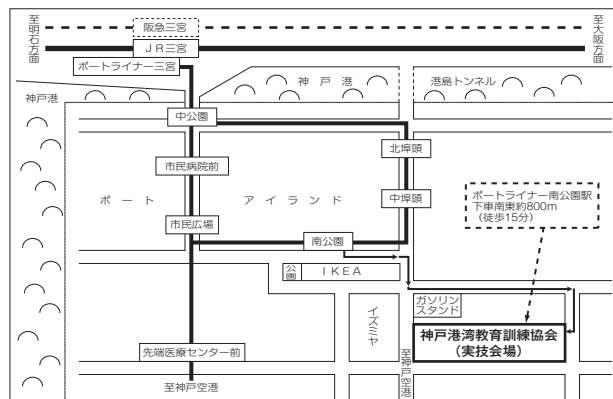
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	※		
氏 名			男 ・ 女	修了証 番 号		
生 年 月 日		年 月 日生		交付年月日		※
現 住 所 (修了証に載ります)		〒 電 話 (携帯電話)			本 籍	都 道 府 県
勤務先	所在地	〒 電 話 F A X				
	名 称					
所持する自動車 運 転 免 許 証		1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい			免許証番号 取得年月日 年 月 日 発行者 公安委員会	
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。				平成 年 月 日 受講者氏名 ㊞		
書替・再交付年月日		※ 年 月 日				

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

講習会のお知らせ

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成22年 8月25日(水) 9時～17時
	2日目	平成22年 8月26日(木) 9時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	陸災防兵庫県支部負担	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災害防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
平成22年7月20日(火)～平成22年8月13日(金) 必着
ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。
(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

5. 修了証

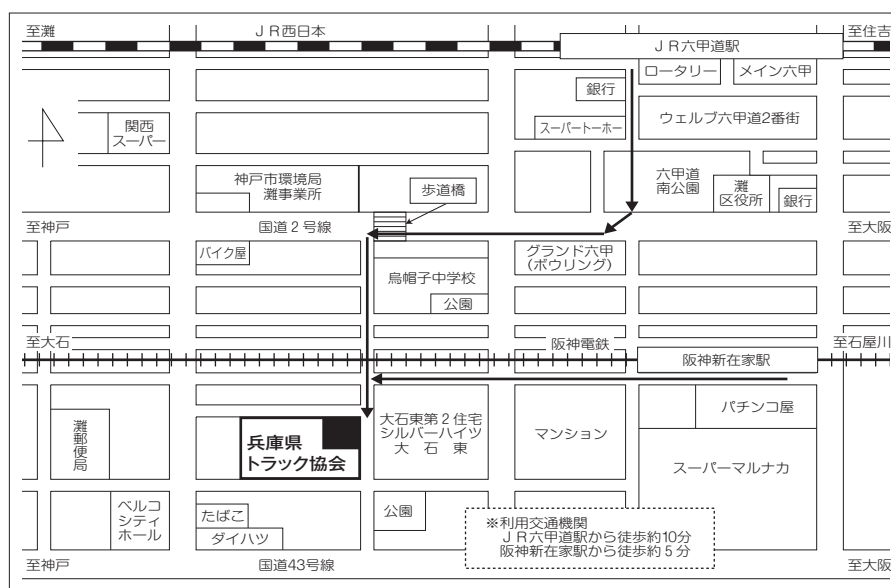
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別	修了証 番 号	※		
氏 名		男 ・ 女				
生 年 月 日	年 月 日生	交付年月日	※			
現 住 所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			本 籍	都 道 府 県	
勤務先	所在地	〒 電話 F A X				
	名 称					

証 明 書	
受講者氏名 _____ ㊟	
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。	
平成 年 月 日	
事業者名 _____	
事 業 者 _____ ㊟	
書替・再交付年月日	※ 年 月 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講 習 名	講 習 日		受 講 定 員
	日 程		
第 2 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年9月 ※詳しくは24P、25Pを ご参照下さい。	50 名
第 3 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年11月	50 名
第 4 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成23年3月	50 名
第 3 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	8月 ※詳しくは27P、28Pを ご参照下さい。	100 名
第 4 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月	100 名
第 5 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月	100 名
第 6 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100 名
場所は主に神戸市（兵庫県トラック協会研修センター）を予定 ※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、現在業務規定を改正中ですので 詳細は、決定次第お知らせ致します。			

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表 (平成 22 年 5 月末現在)

(単位：円／ℓ)

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		93.98	97.87	104.20	97.00
出 光		93.15	98.63	100.67	103.00
J エ ナ ジ ー					96.00
コ ス モ		93.05	94.86	103.00	99.00
昭 和 シ ェ ル		92.60			94.00
モ ー ビ ル		93.00		101.00	
エ ッ ソ		92.95			112.00
そ の 他		95.20	95.85	102.17	99.67
総 計		93.43	96.41	102.58	99.43
22 ／ 4	全国平均	92.11	調 査 な し	97.71	98.41
	近畿平均	90.90		97.79	96.80

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表 (兵ト協調べ)

(単位：円／ℓ)

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成21年6月		74.72	77.00	86.09	81.87
平成21年7月		76.19	78.70	86.56	84.30
平成21年8月		80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年9月		82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月		84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月		82.43	86.87	91.32	90.37
平成21年12月		85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年1月		85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年2月		87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年3月		87.10	89.50	96.77	93.18
平成22年4月		88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年5月		92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年6月		93.43	96.41	102.58	99.43
年 間 平 均		84.70	87.23	93.31	91.72

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
(県からの補助金に大きく影響します)

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
22・5・28	東神戸	一般	(株) 関 西 宇 部	木 村 貴 洋	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町41-1 ☎ 078-431-3801 FAX 078-431-3800
6・3	神戸中央	一般利用	(株)ランドキャリア	森 部 鐘 弘	〒658-0045 神戸市中央区港島9丁目2番10 ☎ 078-303-7101 FAX 078-303-7102
6・7	西 播	一般	(株)フジテック	藤 田 忠 司	〒671-1575 揖保郡太子町佐用岡662番地の7 ☎ 079-276-6122 FAX 079-276-6499
6・21	西 播	一般利用	(株)宮本技建	宮 本 操	〒679-5651 佐用郡佐用町櫛田726番地 ☎ 0790-88-0385 FAX 0790-88-1185
6・22	東 播	一般	(有)神港産業	田 路 敏	〒675-1115 加古郡稲美町国岡1丁目166 ☎ 079-496-5366 FAX 079-496-5237

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	備 考
22・5・28	西 播	一般	(有)井上運輸建材	井 上 隆	都合により
6・7	明 石	一般	(有)優聖ライン	山 本 雅 文	兵庫県廃止
6・7	西 播	霊 柩	(有)セレディア伊賀	伊 賀 日出勝	都合により
6・8	淡 路	一般	(株)エムテック	蓑 田 正 幸	都合により

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
	P170	譲 渡 譲 受 (住所・代表者 TEL・FAX)	(有)川上タイヤ商会 川 上 嘉 弘 姫路市安富町塩野198-5 TEL 0790-66-3798 FAX 0790-66-3798	KBS(株) 川 上 光 弘 〒679-4123 たつの市龍野町片山330-3 TEL 0790-66-4152 FAX 0790-66-4152
22・6・8	P175	代 表 者	神 姫 通 送 (株) 北 正 義	永 井 勝 浩
6・8	P153	代 表 者	(株) シ ン リ ク 平 本 仁 一	斎 藤 俊 二

6・9	P37	代 表 者	(株)レックスライン 松 本 信 吾	安 藤 邦 彦
6・10	P177	代 表 者	大 光 陸 運 (株) 山 下 俊 一	丸 山 一 幸
6・10	P171	代 表 者	(株) 吉 美 柳 和 光	杉 本 守
6・10	P94	代 表 者	神 戸 市 場 通 運 (株) 山 上 康 之	山 上 康 一
6・10	P47	住 所 TEL・FAX	日 通 氷 上 運 輸 (株) 丹波市氷上町石生2090 TEL 0795-82-6241 FAX 0795-82-6494	〒669-4141 丹波市春日町黒井556 TEL 0795-70-3580 FAX 0795-74-1190
6・11	P44	住 所	協 栄 運 輸 (株) 丹波市市島町北岡本字中の坪73	〒669-4341 丹波市市島町竹田字土井ノ内93-1
6・15	P20	住 所	(有)ユーアイトransポート 伊丹市北伊丹7丁目76-2	〒664-0842 伊丹市森本9丁目72
6・16	P96	代 表 者	日 通 神 戸 運 輸 (株) 植 木 和 博	福 田 勝
6・16	P61	代 表 者	(株) 滋 賀 日 新 中 嶋 貞 光	小 牧 哲 夫



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成22年5月26日現在)

H 22・5・26

(社)兵庫県トラック協会

6,590 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号

01170-6-54803

○口 座 名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係



櫻井様



西本様

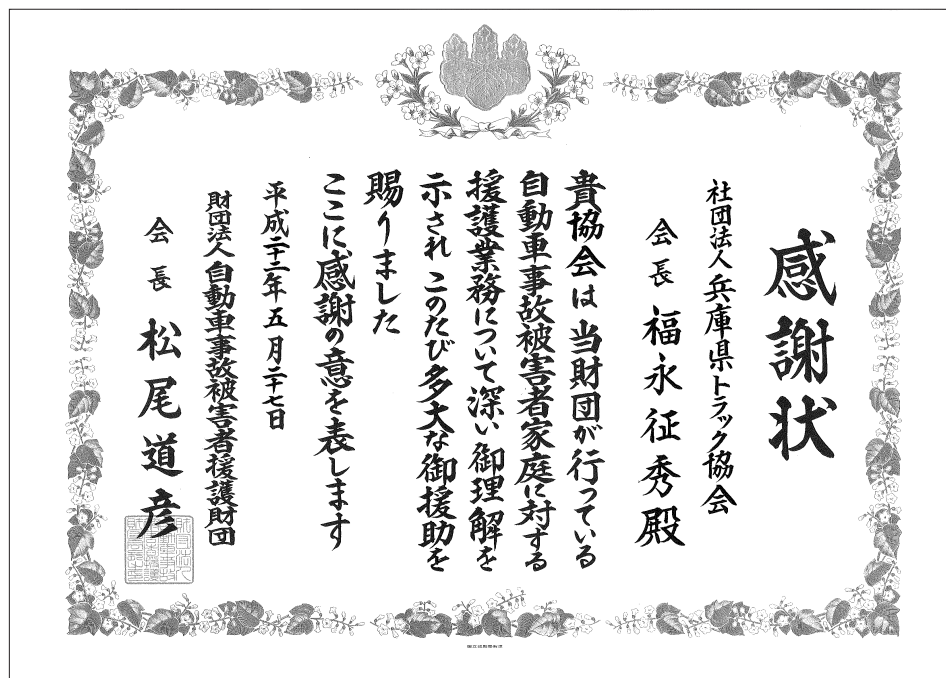
よろこび ご受賞おめでとうございます。

22. 6. 9	陸 運 関 係 功 労 者 (経 営 者) 近畿運輸局長表彰受賞	櫻 井 光 男 (加西合同貨物自動車株式会社)
6. 23	自動車及び観光関係 (永 年 勤 続 者) 近畿運輸局長表彰	西 本 正 (関西物流株式会社)

ご協力ありがとうございました

皆様からご寄附いただきました浄財につきましては

平成22年5月27日に(財)自動車事故被害者援護財団へ寄贈いたしました。



総会会場で贈呈し、感謝状を受ける。



協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
6・3	フォークリフト運転技能講習【1日目】	兵 卜 協	6・22	全ト協重量部会通常総会	秋田キャッスルホテル
4	近ト協 幹事会	大ト協		引越部会「通常総会」	神戸市中央区
	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホー	23	はい作業主任者技能講習【1日目】	兵 卜 協
	全ト協交通対策委員会	全ト協		自動車及び観光関係永年勤続者表彰(中間管理者)	K K Rホテル大阪
5	百貨店部会「平成22年度定時総会」	山 口 県	24	はい作業主任者技能講習【2日目】	兵 卜 協
6	地球と共生・環境の集い2010	兵庫県公館		兵庫県高圧ガス地域防災協議会役員会	クラウン
	フォークリフト運転技能講習【2日目】	神戸港湾教育訓練協会		全ト協 振興センター理事会	第一ホテル東京
	危険物安全週間	全 国		全ト協 決算総会(懇親会)	第一ホテル東京
	関東ブロック青年経営者研修交流会	川越プリンスホテル		(財)兵庫県交通安全協会 評議員会	楠公会館
	兵ト協 丹有支部 総会	エキシブ京都		道路運送経営研究会 第48回評議員会	第一ホテル東京
7	兵庫県適正化事業実施機関評議委員会	兵 卜 協	25	兵青協 第2回評議員会	兵 卜 協
	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会議	神戸第二地方合同庁舎第1会議室	29	近畿地区高速道路パトロール実施機関連絡協議会定例会	兵 卜 協
	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	京都府会		交通共済事故惹起者講習	兵 卜 協
	K T S 正副会長会議	京トトラック協会ホテルフジタ京都		— 7月の予定 —	
8	近ト協 全国事業者大会準備委員会	大ト協	7・1	物流政策委員会	兵 卜 協
	運行管理の徹底及び下請法について(説明会)	兵 卜 協	2	重量・鉄鋼部会「正副部会長、監事合同会議」	兵 卜 協
	神戸市防災会議	神戸市役所19号館14F大会議室		重量・鉄鋼部会「役員会」	兵 卜 協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	5	海コン部会役員会	センタービル
	兵ト協 正副会長会議	神戸市内		環境対策委員会	兵 卜 協
9	基礎講習	神戸海洋博物館		海コン部会通常総会	兵 卜 協
	陸運及び観光関係労務者近畿運輸局長表彰	神戸シエラトンホテル大阪西	6	兵庫労働局長安全衛生表彰式	神戸市産業振興センター
	運行管理の徹底及び下請法について(説明会)	西宮市役所職員会館		グリーン物流セミナー	ATCホール
	西宮地区低公害車普及等推進協議会 平成22年度総会			ひょうごエコタウン推進会議	コンパニオン(大阪)
	陸災防 登録講習講師連絡会議	兵 卜 協		第12回経営改善委員会	全ト協
	基礎講習	神戸海洋博物館		兵庫ゼロ災推進大会	神戸市産業振興センター
10	(財)貨物自動車運送事業振興センター評議員会	全ト協	7	全ト協 第13回情報化推進委員会	全ト協
	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	全ト協		輸送秩序確立委員会	兵 卜 協
	輸送秩序確立委員会正副委員長会議	兵 卜 協		三木会	兵 卜 協
	神戸駐車場案内誘導推進協議会	パレス神戸	8	全国専務理事業務連絡会議	全ト協
11	神戸市危険物安全協会総会・安全大会	神戸市防災コミュニティセンター	9	経営改善事業実務担当者会議	全ト協
	基礎講習	神戸海洋博物館	12	兵ト協 総務委員会	兵 卜 協
	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館		自動車関係団体連絡会	兵 卜 協
	第33回環境問題対策委員会	全ト協	13	兵庫県高圧ガス大会第一回実行委員会	兵庫県立産業会館5F B会議室
	食品部会 総会	神戸市中央区	14	K T S 正副会長会議	神戸市
	路線部会総会	神戸市中央区	15	夏の交通事故防止運動	兵庫県内
12	フォークリフト運転技能講習【3日目】	神戸港湾教育訓練協会		全ト協海コン部会総会	札幌プリンスホテル
13	フォークリフト運転技能講習【4日目】	神戸港湾教育訓練協会	21	ダンプ部会情報交換会	兵 卜 協
14	兵ト協 総務委員会	兵 卜 協		兵ト協 天狼会 例会	兵 卜 協
	本部研修センター建設等検討委員会	兵 卜 協		神戸地区環境保全連絡協議会研修会及び意見交換会	神戸貿易協会
15	第65回全ト協鉄鋼部会総会	兵 卜 協	23	交通事故調査研究報告会	県警本部本館21階大会議室
16	運輸安全マネジメント研修会	日 航 福 岡		取扱部会「平成22年度通常総会」[研修会]	ホテル神戸
	全国支部事務局長・交通荷役労働災害防止指導員合同会	航空会館(東京都)	24	ドライバーコンテスト兵庫大会	明石運転免許試験場
	ひょうごエコタウン推進会議平成22年度定期総会	ラッセホール	27	基礎講習	神戸海洋博物館
17	全国交通荷役労働災害防止指導員会議	航空会館(東京都)	28	基礎講習	神戸海洋博物館
	運輸安全マネジメント研修会	西部研修センター	29	基礎講習	神戸海洋博物館
18	近ト協 正・副会長会議	大阪急ホテル		— 8月の予定 —	
	近ト協 理事会	大阪急ホテル	8・9	運行管理者試験事前研修	兵庫 県 農 協
	兵ト協 天狼会 総会	神戸市中央区	21	K T S 主催 配車担当者会議	大 阪 市 「大成閣」
	タンクトラック部会総会	神戸市中央区	22	運行管理者試験	
21	五ブロック女性経営者交流会・会長会議	ホテルグランヴィア大阪	27	全ト協 正副会長会議、常任理事会(夏季道運親睦)	第一ホテル東京
22	海コン部会役員会	センタービル	28	近畿フォークリフト運転競技大会	滋 賀 県 クレフィール湖東
	交通対策委員会	兵 卜 協	30	防災週間	全 国